一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市板荷字滝の上五四一の二、五八一の一、五八二の一、字坂元五六三の二、五八〇の一一、五八〇の一二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年九月二十四日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県大田原市南方字上南方五二七の四・五二七の六二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年九月二十四日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区坂本字ノキノヤマ一八五・字シンナシ一八六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年九月二十四日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北周山町大山二四の九（次の図に示す部分に限る。）、二四の一二
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年九月二十四日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市中央区江之島町一七二三の四チサキ（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　飛砂の防備
三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年九月二十四日

農林水産大臣　簗　和生

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡色麻町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び色麻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第二百三十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年九月二十四日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒
(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒
(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒
(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機五機

その他　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年九月二十四日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三一度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三一度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十一号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年九月二十四日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。